

仕様書

1 委託業務名称

「御池茶会」の企画運営業務

2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 委託金額の上限

金2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 委託料の支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業目的、内容

本事業は、京都の文化の特性である「生活文化」(茶道、華道、書道及び食文化など)の魅力を、改めて市民や京都を訪れる多くの方々に、身近に体感できる機会を創出し、文化の継承・普及の促進や、文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育むことを目指すものである。

具体的には、市役所本庁舎を会場にした「御池茶会」を開催する。

(1) 市役所本庁舎を会場にした茶会の開催

ア 実施時期

令和7年7月5日(土)、6日(日)

イ 場所

京都市役所 和室及び正庁の間

※ 正庁の間では立礼式での実施

ウ 実施回数

和 室：16席(1日当たり8席×2日)

正庁の間：16席(1日当たり8席×2日)

エ 参加予定人数

和 室：240名(1席当たり15名×16席)

正庁の間：400名(1席当たり25名×16席)

オ その他

当日の運営について、茶道各流派に協力依頼予定。

7 委託業務の内容

以下の業務について、京都市と十分協議のうえ実施すること。

現時点では、以下の業務内容やスケジュールを想定しているが、詳細は本市との協議により決定する。

(1) 運営業務

- ・ 設営・撤収、全体進行等の会場運営、参加者募集・受付に関する業務一式（「京都いつでもコール」を使用可能）、参加料の徴収、領収書発行、道具レンタル、消耗品購入、その他事業に必要な業務の実施。
- ・ 事業実施に係る関係団体との調整、謝礼の支払い等の業務の実施。

※ 参加料を事業の経費として充当することができる。料金は一般 1,000 円、学生・生徒・児童 500 円とする。

※ 謝礼の支払いについて、茶道各流派に対しては、1 流派 1 日あたり最大 655,000 円（税込）とする。

(2) 広報業務

- ・ チラシの作成（チラシの仕様、部数など）、発送

【仕様】 A 4 判、カラー、1 ページ程度

【部数】 2,000 部（予定）

(3) その他業務

- ・ 進捗管理、連絡調整、人員確保、計理処理、業務の総括その他上記に付随する業務。
- ・ 委託業務報告書の作成（記録写真を含む。）及び支出に関する証票の管理。

(4) スケジュール

令和 7 年 5 月	参加者募集開始
6 月	参加者募集締切
7 月	実施

8 提出物

(1) 広報印刷物、資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出。

(2) 業務委託報告書

各事業終了後、データ及び書面により、速やかに提出。

※ 報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。

(3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、書面により速やかに提出。

(4) その他本市が指示するもの

8(1)～(3)のほか、本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出。

9 留意事項

(1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容及び本業務委託を通して知り得た情報を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者に確認し、その指示に従うこと。

(4) 各種法令及び基準等を守ること。

(5) 実施時間、謝礼金額等については本市と協議のうえ決定すること。

(6) 企画に必要な機材等は、受託者で準備・設置すること（物品調達を含む）。設置に当

- たっては、本市と事前に協議をすること。
- (7) 各種企画の実施及び広報に当たっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
 - (8) 受託者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、本市が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。
 - (9) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。
 - (10) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。